

生活介護

主眼事項		着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
第1	基本方針					法第43条	
		(1) 指定生活介護事業者は、利用者の意向、適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して指定生活介護を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定生活介護を提供しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第3条第1項	
		(2) 指定生活介護事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定生活介護の提供に努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第3条第2項	
		(3) 指定生活介護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 ※令和4年3月31日まで努力義務、令和4年4月1日から義務化。	適・否		条例第4条	平18厚令171第3条第3項	
		(4) 指定生活介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、法施行規則第2条の4に規定する者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第77条 法施行規則第2条の4	
第2	人員に関する基準					法第43条第1項	
1	指定生活介護事業所の従業者の員数	指定生活介護事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第78条第1項	
(1)	医師	利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数となっているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第78条第1項第1号	
(2)	看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員	① 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位（その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるもの）ごとに、常勤換算方法で、アからウまでに掲げる平均障害支援区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる数となっているか。 ア 障害支援区分が4未満 利用者の数を6で除した数以上 イ 障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数以上 ウ 障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除した数以上	適・否		条例第4条	平18厚令171第78条第1項第2号イ 平18厚令171第78条第3項 平18厚告553三	
		② 看護職員の数は、指定生活介護の単位ごとに、1以上となっているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第78条第1項第2号ロ	
		③ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数となっているか。 ただし、理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置いているか。 ③ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数となっているか。 ただし、理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置いているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第78条第1項第2号ハ 平18厚令171第78条第4項	
		④ 生活支援員の数は、指定生活介護の単位ごとに、1以上となっているか。 また、1人以上は常勤となっているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第78条第1項第2号ニ 平18厚令171第78条第6項	
		(経過措置) (1) 当分の間、基準省令附則第4条第1項第1号の厚生労働大臣が定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数の合計以上となっているか。 ① 次のアからウまでに掲げる利用者（厚生労働大臣が定める者を除く。）の平均障害支援区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる数 ア 障害支援区分4未満 利用者の数を6で除した数 イ 障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数 ウ 障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除した数 ② 厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除した数	適・否		条例第4条	平18厚令171附則第4条第1項	
		(2) 利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数となっているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171附則第4条第2項	

生活介護

主眼事項		着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
(3)	サービス管理責任者	指定生活介護事業所ごとに、①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に掲げる数となっているか。 ① 利用者の数が60以下 1以上 ② 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 また、1人以上は常勤となっているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第78条第1項第3号 平18厚令171第78条第7項	
(4)	利用者数の算定	利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第78条第2項	
(5)	職務の専従	指定生活介護事業所の従業者は、専ら当該指定生活介護事業所の職務に従事する者又は指定生活介護の単位ごとに専ら当該生活介護の単位ごとに専ら当該指定生活介護の提供に当たる者となっているか。（ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。）	適・否		条例第4条	平18厚令171第78条第5項	
(6)	管理者	指定生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 （ただし指定生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定生活介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。）	適・否		条例第4条	平18厚令171第80条準用（第51条）	
(7)	従たる事業所を設置する場合の特例	指定生活介護事業所における主たる事業所（主たる事業所）と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置している場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第79条	
		（経過措置） 指定特定身体障害者授産施設又は指定知的障害者更生施設若しくは指定知的障害者授産施設が、指定生活介護の事業を行う場合において、平成18年厚生労働省令第171号（指定障害福祉サービス基準）の施行日において現に存する分場（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準施行後に建物の構造を変更したものを除く。）を指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所又は指定就労継続支援B型事業所と一体的に管理運営を行う事業所として設置する場合については、当分の間、（7）の規定は適用しない。 この場合において、当該従たる事業所に置かれる従業者（サービス管理責任者を除く。）のうち1人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事する者となっているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171附則第23条	
第3 設備に関する基準						法第43条第2項	
1	設備	① 訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けているか。（相談室及び多目的室は利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。）	適・否		条例第4条	平18厚令171第81条第1項、第3項	
		② これらの設備は、専ら当該指定生活介護事業所の用に供するものとなっているか。（ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。）	適・否		条例第4条	平18厚令171第81条第4項	
(1)	訓練・作業室	① 訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。 ② 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第81条第2項第1号イ、ロ	
(2)	相談室	室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第81条第2項第2号	
(3)	洗面所	利用者の特性に応じたものであるか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第81条第2項第3号	
(4)	便所	利用者の特性に応じたものであるか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第81条第2項第4号	
		（経過措置） 法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた指定特定身体障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通所寮（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準施行後に建物の構造を変更したものを除く。）において、指定生活介護の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、多目的室を設けないことができる。	適・否		条例第4条	平18厚令171附則第22条	

生活介護

主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
第4 運営に関する基準					法第43条第2項	
1 内容及び手続きの説明及び同意	(1) 指定生活介護事業者は、支給決定障害者が指定生活介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定生活介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第9条第1項)	
	(2) 指定生活介護事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第9条第2項) 社会福祉法第77条	
2 契約支給量の報告等	(1) 指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供するときは、当該指定生活介護の内容、契約支給量、その他の必要な事項(受給者証記載事項)を支給決定障害者の受給者証に記載しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第10条第1項)	
	(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えていないか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第10条第2項)	
	(3) 指定生活介護事業者は、指定生活介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第10条第3項)	
	(4) 指定生活介護事業者は、受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第10条第4項)	
3 提供拒否の禁止	指定生活介護事業者は、正当な理由がなく指定生活介護の提供を拒んでいないか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第11条)	
4 連絡調整に対する協力	指定生活介護事業者は、指定生活介護の利用について市町村又は相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第12条)	
5 サービス提供困難時の対応	指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第13条)	
6 受給資格の確認	指定生活介護事業者は、指定生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第14条)	
7 介護給付費の支給の申請に係る援助	(1) 指定生活介護事業者は、生活介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第15条第1項)	
	(2) 指定生活介護事業者は、生活介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第15条第2項)	
8 心身の状況等の把握	指定生活介護事業者は、指定生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第16条)	
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	(1) 指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第17条第1項)	
	(2) 指定生活介護事業者は、指定生活介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第17条第2項)	
10 サービスの提供の記録	(1) 指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供した際は、当該指定生活介護の提供日、内容その他必要な事項を指定生活介護の提供の都度、記録しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第19条第1項)	
	(2) 指定生活介護事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者から指定生活介護を提供したことについて確認を受けているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第19条第2項)	
11 指定生活介護事業者が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	(1) 指定生活介護事業者が指定生活介護を提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第20条第1項)	
	(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者に対し説明を行い、その同意を得ているか。(ただし、12の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りではない。)	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第20条第2項)	

生活介護

主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
12 利用者負担額等の受領	(1) 指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払を受けているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第82条第1項	
	(2) 指定生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第82条第2項	
	(3) 指定生活介護事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。 ① 食事の提供に要する費用(次のイ又はロに定めるところによる) イ 食料費及び調理等に係る費用に相当する額 ロ 事業所等に通う者等のうち、平成18年厚労省告示第545号(利用料指針)第2号のイただし書きの低所得者等については、食料費に相当する額 ② 創作的活動にかかる材料費 ③ 日用品費 ④ ①から③のほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの	適・否		条例第4条	平18厚令171第82条第3項 平18厚令171第82条第4項 平18厚告545二のイ 平18政令10第17条第1～4号	
	(4) 指定生活介護事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第82条第5項	
	(5) 指定生活介護事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第82条第6項	
13 利用者負担額に係る管理	指定生活介護事業者は、支給決定障害者の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。 この場合において、当該指定生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第22条)	
14 介護給付費の額に係る通知等	(1) 指定生活介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定生活介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費の額を通知しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第23条第1項)	
	(2) 指定生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定生活介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第23条第2項)	
15 指定生活介護の取扱方針	(1) 指定生活介護事業者は、生活介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定生活介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第57条第1項)	
	(2) 指定生活介護事業所の従業者は、指定生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第57条第2項)	
	(3) 指定生活介護事業者は、その提供する指定生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第57条第3項)	
16 生活介護計画の作成等	(1) 指定生活介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定生活介護に係る個別支援計画(生活介護計画)の作成に関する業務を担当させているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第58条第1項)	
	(2) サービス管理責任者は、生活介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第58条第2項)	
	(3) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っているか。 この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第58条第3項)	
	(4) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定生活介護の目標及びその達成時期、指定生活介護を提供する上での留意事項等を記載した生活介護計画の原案を作成しているか。 この場合において、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて生活介護計画の原案に位置付けるよう努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第58条第4項)	
	(5) サービス管理責任者は、生活介護計画の作成に係る会議(利用者に対する指定生活介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催し、生活介護計画の原案の内容について意見を求めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第58条第5項)	

生活介護

主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
	(6) サービス管理責任者は、生活介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第58条第6項)	
	(7) サービス管理責任者は、生活介護計画を作成した際には、当該生活介護計画を利用者に交付しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第58条第7項)	
	(8) サービス管理責任者は、生活介護計画の作成後、生活介護計画の実施状況の把握(モニタリング)(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、生活介護計画の見直しを行い、必要に応じて生活介護計画の変更を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第58条第8項)	
	(9) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ① 定期的に利用者 に 面 接 す る こ と。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第58条第9項)	
	(10) 生活介護計画に変更のあった場合、(2)から(7)に準じて取り扱っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第58条第10項)	
17 サービス管理責任者の責務	サービス管理責任者は、生活介護計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。 ① 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定生活介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。 ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。 ③ 他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第59条)	
18 相談及び援助	指定生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第60条)	
19 介護	(1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第83条第1項	
	(2) 指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第83条第2項	
	(3) 指定生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第83条第3項	
	(4) 指定生活介護事業者は、(1)から(3)に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活に必要な支援を適切に行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第83条第4項	
	(5) 指定生活介護事業者は、常時1人以上の従業者を介護に従事させているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第83条第5項	
	(6) 指定生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第83条第6項	
20 生産活動	(1) 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮するよう努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第84条第1項	
	(2) 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第84条第2項	
	(3) 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障がいの特性等を踏まえた工夫を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第84条第3項	
	(4) 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第84条第4項	
21 工賃の支払	指定生活介護事業者は、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第85条	

生活介護

主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
22 職場への定着のための支援等の実施	(1) 指定生活介護事業者は、障がい者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障がい者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障がい者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第85条の2第1項	
	(2) 指定生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、(1)に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第85条の2第2項	
23 食事	(1) 指定生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得ているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第86条第1項	
	(2) 指定生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障がいの特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第86条第2項	
	(3) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第86条第3項	
	(4) 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第86条第4項	
24 緊急時等の対応	従業者は、現に指定生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第28条)	
25 健康管理	指定生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第87条	
26 支給決定障害者に関する市町村への通知	指定生活介護事業者は、指定生活介護を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ① 正当な理由なしに指定生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、障がいの状態等を悪化させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は特例介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。	適・否		条例第4条	平18厚令171第88条	
27 管理者の責務	(1) 指定生活介護事業所の管理者は、当該指定生活介護事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第66条第1項)	
	(2) 指定生活介護事業所の管理者は、当該生活介護事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第66条第2項)	
28 運営規程	指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 利用定員 ⑤ 指定生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額 ⑥ 通常の事業の実施地域 ⑦ サービスの利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類 ⑪ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑫ その他運営に関する重要事項	適・否		条例第4条	平18厚令171第89条	

生活介護

主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
29 勤務体制の確保等	(1) 指定生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定生活介護を提供できるよう、指定生活介護事業所ごとに、従業員の勤務体制を定めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第68条第1項)	
	(2) 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、当該指定生活介護事業所の従業員によって指定生活介護を提供しているか。(ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。)	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第68条第2項)	
	(3) 指定生活介護事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第68条第3項)	
	(4) 指定生活介護事業者は、適切な指定生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 ※詳細は、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(平18厚告615)及び「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令2年厚告5)を参照	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第68条第4項)	
30 業務継続計画の策定等	(1) 指定生活介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 ※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日から義務化。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第33条の2第1項)	
	(2) 指定生活介護事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行っているか。 ※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日から義務化。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第33条の2第2項)	
	(3) 指定生活介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 ※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日から義務化。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第33条の2第3項)	
31 定員の遵守	指定生活介護事業者は、利用定員を超えて指定生活介護の提供を行っていないか。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第69条)	
32 非常災害対策 【独自基準】	(1) 指定生活介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画(事業所防災計画)を策定し、当該指定生活介護事業所の見やすい場所に掲示しているか。	適・否		条例第5条第1項 【独自基準】	平18厚令171第93条準用(第70条第1項)	
	(2) 指定生活介護事業者は、事業所防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を入居に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業員及び利用者等に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行っているか。	適・否		条例第5条第2項 【独自基準】	平18厚令171第93条準用(第70条第2項)	
	(3) 指定生活介護事業者は、(2)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	適・否		条例第5条第3項 【独自基準】	平18厚令171第93条準用(第70条第3項)	
	(4) 指定生活介護事業者は、(2)の訓練の結果に基づき、事業所防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて事業所防災計画の見直しを行っているか。	適・否		条例第5条第4項 【独自基準】		
	(5) 指定生活介護事業者は、非常災害が発生した場合に従業員及び利用者が当該指定生活介護事業者において当面の避難生活を行うことができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めているか。	適・否		条例第5条第5項 【独自基準】		
33 衛生管理等	(1) 指定生活介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第90条第1項	
	(2) 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の①から③に掲げる措置を講じているか。 ① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)の定期的な開催及び従業員に対する結果の周知 ② 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備 ③ 従業員に対する感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練の定期的な実施 ※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日から義務化。	適・否		条例第4条	平18厚令171第90条第2項	

生活介護

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
34 協力医療機関	指定生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めてあるか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第91条	
35 掲示	(1) 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第92条第1項	
	(2) 指定生活介護事業者は、(1)に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同行の規定による掲示に代えることができる。	適・否		条例第4条	平18厚令171第92条第2項	
36 身体拘束等の禁止	(1) 指定生活介護事業者は、指定生活介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行っていないか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用（第35条の2第1項）	
	(2) 指定生活介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用（第35条の2第2項）	
	(3) 指定生活介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次の①から③に掲げる措置を講じているか。 ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用することができる。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。 ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ③ 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。 ※（3）は令和4年3月31日までは努力義務、令和4年4月1日から義務化。 ※令和5年4月1日以降は、（3）に規定されている事項が実施されていない場合も身体拘束廃止未実施減算の対象。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用（第35条の2第3項）	
37 秘密保持等	(1) 指定生活介護事業所の従業員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用（第36条第1項）	
	(2) 指定生活介護事業者は、従業員及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用（第36条第2項）	
	(3) 指定生活介護事業者は、他の指定生活介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用（第36条第3項）	
38 情報の提供等	(1) 指定生活介護事業者は、指定生活介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定生活介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用（第37条第1項）	
	(2) 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用（第37条第2項）	
39 利益供与等の禁止	(1) 指定生活介護事業者は、相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業員に対し、利用者又はその家族に対して当該指定生活介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用（第38条第1項）	
	(2) 指定生活介護事業者は、相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業員から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用（第38条第2項）	

生活介護

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
40 苦情解決	(1) 指定生活介護事業者は、その提供した指定生活介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第39条第1項)	
	(2) 指定生活介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第39条第2項)	
	(3) 指定生活介護事業者は、その提供した指定生活介護に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定生活介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第39条第3項) 法第10条第1項	
	(4) 指定生活介護事業者は、その提供した指定生活介護に関し、法第11条第2項の規定により都道府県が行う報告若しくは指定生活介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第39条第4項) 法第11条第2項	
	(5) 指定生活介護事業者は、その提供した指定生活介護に関し、法第48条第1項の規定により都道府県又は市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定生活介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県又は市町村が行う調査に協力するとともに、都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第39条第5項) 法第48条第1項	
	(6) 指定生活介護事業者は、都道府県又は市町村から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県又は市町村に報告しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第39条第6項)	
	(7) 指定生活介護事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第39条第7項) 社会福祉法第83条、第85条	
41 事故発生時の対応	(1) 指定生活介護事業者は、利用者に対する指定生活介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第40条第1項)	
	(2) 指定生活介護事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第40条第2項)	
	(3) 指定生活介護事業者は、利用者に対する指定生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第40条第3項)	
42 虐待の防止	指定生活介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の①から③に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定生活介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ② 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ③ ②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 ※令和4年3月31日までは努力義務、令和4年4月1日から義務化。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第40条の2)	
43 会計の区分	指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定生活介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第41条)	
44 地域との連携等	指定生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第74条)	

生活介護

主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類	
45 記録の整備	(1) 指定生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第75条第1項)		
	(2) 指定生活介護事業者は、利用者に対する指定生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定生活介護を提供した日から5年間保存しているか。 ① 生活介護計画 ② サービスの提供の記録 ③ 支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録 ④ 身体拘束等の記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	適・否		条例第4条	平18厚令171第93条準用(第75条第2項)		
46 電磁的記録等	指定生活介護事業者及びその従業者は、書面の作成、保存等を電磁的記録等の方法で行う場合は、次のとおり行っているか。						
	(1) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(2の(1)の受給者証記載事項又は6の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第224条第1項		
	(2) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第224条第2項		
第5 多機能型に関する特例					法第43条		
1 利用定員に関する特例	(1) 多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練(機能訓練)事業所、多機能型自立訓練(生活訓練)事業所、多機能型就労移行支援事業所、多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所(「多機能型事業所」と総称)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型で児童福祉法の障害児通所支援事業(多機能型児童発達支援事業等)を一体的に行う場合は、当該事業所の利用定員を含み、指定宿泊型自立訓練の利用定員を除く)の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次に掲げる人数としているか。 ① 多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練(機能訓練)事業所及び多機能型就労移行支援事業所(認定就労移行支援事業所を除く) 6人以上 ② 多機能型自立訓練(生活訓練)事業所 6人以上 ただし、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)を併せて行う場合は、宿泊型自立訓練の利用定員10人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)の利用定員6人以上 ③ 多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所 10人以上	適・否		最低基準条例第3条	平18厚令174第89条第1項		
	(2) (1)にかかわらず、主として重度の知的障がい及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障がい重複している障がい者を通わせる多機能型生活介護事業所が、多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。	適・否			最低基準条例第3条	平18厚令174第89条第2項	
	(3) 多機能型生活介護事業所が、主として重症心身障害児につき行う多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行うすべての事業を通じて5人以上とすることができる。	適・否			最低基準条例第3条	平18厚令174第89条第3項	
	(4) 厚生労働大臣が定める離島その他の地域のうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないと知事が認める地域において事業を行う多機能型事業所については、(1)中「20人」とあるのは「10人」とできる。 この場合において、地域において障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難な地域において事業を行う多機能型事業所(多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練(機能訓練)事業所、多機能型自立訓練(生活訓練)事業所、多機能型就労継続支援B型事業所に限る。)については、当該多機能型事業所の利用定員を1人以上とすることができる。	適・否			最低基準条例第3条	平18厚令174第89条第4項 平18厚告540	

生活介護

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
2 従業者の員数等に関する特例	<p>(1) 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第2の1の(2)の④にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>(2) 多機能型事業所(児童福祉法の児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスの事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。)は、第2の1の(3)にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所を一の事業所であるとみなして、当該多機能型事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれに掲げる数とし、この項目の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>① 利用者の数の合計が60以下 1以上 ② 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>(3) 第5の1の(4)後段により多機能型事業所の利用定員を1人以上とすることができることとされた多機能型事業所は、第2の1の(2)の④にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべき生活支援員の数を、常勤換算方法で、次の①に掲げる利用者の数を6で除した数と②に掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上とすることができる。これにより置くべきものとされる生活支援員のうち1人以上は常勤でなければならない。</p> <p>① 生活介護、自立訓練(機能訓練)及び自立訓練(生活訓練)の利用者 ② 就労継続支援B型の利用者</p>	適・否		条例第4条	平18厚令171第215条第1項 平18厚令174第90条第1項	
		適・否		条例第4条 最低基準条例第3条	平18厚令171第215条第2項 平18厚令174第90条第2項 平18厚告544二	
		適・否		最低基準条例第3条	平18厚令174第90条第3項	
3 設備の特例	多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないように配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。	適・否		条例第4条 最低基準条例第3条	平18厚令171第216条 平18厚令174第91条	
第6 変更の届出等					法第37条、第46条	
1 変更及び休止した事業の再開の届出	(1) 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他法施行規則第34条の23に定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定障害福祉サービスの事業を再開したときは、10日以内に、その旨を県に届け出ているか。 また、定員を増加しようとするときは、法施行規則第34条の22の事項を記載した書類を、1月前までに申請しているか。	適・否			法第37条、第46条第1項 法施行規則第34条の22、 第34条の23	
2 廃止又は休止の届出	(2) 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係る障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を県に届け出ているか。	適・否			法第46条第2項 法施行規則第34条の23	
第7 業務管理体制の整備等					法第51条の2	
1 業務管理体制の整備	(1) 指定障害福祉サービス事業者は、次の区分に応じて必要な業務管理体制の整備を行っているか。 ① 指定を受けている事業所の数が1以上20未満の事業者 イのみ ② 指定を受けている事業所の数が20以上100未満の事業者 イ及びロ ③ 指定を受けている事業所の数が100以上の事業者 イ、ロ及びハ イ 法令遵守責任者を選任しているか。 ロ 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 ハ 業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。	適・否			法第51条の2第1項 法施行規則第34条の28	
2 業務管理体制の届出及び変更の届出	(2) 指定障害福祉サービス事業者は、(1)において整備を行うこととされている業務管理体制について、遅滞なく県(又は厚生労働大臣)に届け出ているか。 また、届け出た事項に変更があったときも、遅滞なく、変更の届出を行っているか。 (届出については、法人単位で行う。)	適・否			法第51条の2第2項及び第3項 法施行規則第34条の28	
第8 障害福祉サービス等情報公表制度の報告					法第76条の3	
障害福祉サービス等情報公表制度の報告	指定障害福祉サービス事業者等の設置者は、サービスを利用する障がい者等が適切かつ円滑に当該情報公表対象サービス等を利用する機会を確保するため、情報公表の対象となる指定障害福祉サービス等の情報(法施行規則第65条の9の8に規定する以下の情報)を県に報告しているか。 (報告は、インターネット上における情報公表システムにより行う) ①サービス開始時 法人、事業所、従業者、サービス内容、利用料等に関する基本情報(法施行規則第65条の9の8別表第1号) ②毎年度定期的な報告時 法人、事業所、従業者、サービス内容、利用料等に関する基本情報及び運営情報(法施行規則第65条の9の8別表第1号及び第2号)	適・否			法第76条の3第1項 法施行規則第65条の9	

生活介護

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
第9 介護給付費の算定及び取扱い					法第29条第3項	
1 基本事項	(1) 指定生活介護等に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号(報酬告示)の別表「介護給付費等単位数表」の第6により算定する単位数に、平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価(10円)を乗じて得た額を算定しているか。 (ただし、その額が現に当該指定生活介護等に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定生活介護等に要した費用の額となっているか。)	適・否			法第29条第3項 平18厚告523一 平18厚告539	
	(2) (1)の規定により、指定生活介護等に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	適・否			平18厚告523二	
2 生活介護サービス費						
(1) ①基本報酬 生活介護サービス費	生活介護サービス費は、指定生活介護事業所等(指定障害者支援施設が行う指定生活介護を含む。以下同じ)において、次のいずれかに該当する利用者に対して、生活介護を行った場合に所定単位数を算定しているか。 ① 施設入所者のうち、区分4(50歳以上の者にあつては区分3)以上に該当する者 ② 施設入所者以外の者のうち、区分3(50歳以上の者にあつては区分2)以上に該当する者 ③ 経過措置利用者(特定旧法指定施設の継続入所者等) ④ 地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって介護等を受けることが困難な者 ⑤ 平成24年3月31日において、重度の知的障がい及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障がいがある者が重複している障がい者に対する生活介護に準ずる事業を行っていた事業所を利用していた者(地方公共団体が設置する場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定(公設減算))	適・否			平18厚告523別表第6の1注1 平18厚告556一～四	
経過的生活介護サービス費	経過的生活介護サービス費は、平成24年3月31日において現に存していた指定知的障害児施設等(通所のみによる利用に係るものを除く。)に入所した者のうち、当該旧指定知的障害児施設等に継続して入所している利用者(加齢児)に対して、福祉型障害児入所施設の入所支援と一体的に提供している指定障害者支援施設において生活介護を行った場合に、利用定員に応じ、令和4年3月31日までの間、所定単位数を算定しているか。 ※所定単位数は、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第123号)別表障害児入所給付費単位数表の第1に掲げるそれぞれの所定単位数に100分の94を乗じて算出。	適・否			平18厚告523別表第6の1注4 平18厚告556五 平18厚告551二のイ 平24厚告123	
②減算 (定員超過減算、人員欠如減算、個別支援計画未作成減算)	生活介護サービス費の算定に当たって、次の①又は②のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 ① 利用者の数又は従業者の員数が以下に該当する場合(減算割合が大きい方を適用) (定員超過減算) ・過去3月間の平均利用者数が利用定員に応じて以下に該当 当該月の利用者全員に100分の70 利用定員が11人以下: 利用定員数に3を加えた数を超える場合 利用定員が12人以上: 利用定員数に100分の125を乗じた数を超える場合 ・1日あたりの利用者の数が利用定員に応じて以下に該当 当該日の利用者全員に100分の70 利用定員が50人以下: 利用定員数に100分の150を乗じた数を超える場合 利用定員が51人以上: 利用定員数から50を引いた数に100分の125を乗じた数に、75を加えて得た数を超える場合 (人員欠如減算) ・基準上配置すべき職員が、1割を超えて員数を満たさない場合は翌月から、それ以外で要件を満たさない場合は翌々月からそれぞれ起算して、解消に至った月まで、利用者全員に減算 2月間は100分の70、3月目以降は100分の50(職員欠如減算) ・サービス管理責任者が基準上配置すべき要件を満たさない場合は、翌々月から起算して解消に至った月まで利用者全員に減算 4月間は100分の70、5月目以降は100分の50(サービス管理責任者欠如減算) ② 生活介護計画等が作成されていない場合(個別支援計画未作成減算) 作成されていない期間が3月未満 100分の70 作成されていない期間が3月以上 100分の50 (※サービス管理責任者欠如減算と個別支援計画未作成減算は、減算割合が大きい方を適用)	適・否			平18厚告523別表第6の1注5(1)(2) 平18厚告550二 留意事項通知第二の1(7)(8)(10)(13) H30.3.30報酬改定Q&A vol.1 問21 H30.5.23報酬改定Q&A vol.3 問2	

生活介護

主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
(短時間利用減算、開所時間減算)	生活介護サービス費の算定に当たって、次の①又は②のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。(減算割合が大きい方を適用) ① 前3月における利用者のうち、平均利用時間(各利用者について、前3月の合計利用時間を利用日数で除した時間)が5時間未満である利用者の割合が100分の50以上の場合 100分の70(短時間利用減算) ② 運営規程に定める営業時間が以下に該当(開所時間減算) 4時間以上6時間未満の場合 100分の70 4時間未満の場合 100分の50	適・否			平18厚告523別表第6の1注5(3) 平18厚告523別表第6の1注6 平18厚告5500二のハ 留意事項通知 H30.3.30報酬改定Q&A vol.1 問49	
(大規模事業所減算)	一体的な運営が行われている利用定員が81人以上の施設等において、生活介護を行った場合には、所定単位数の1000分の991に相当する単位数を算定しているか。	適・否			平18厚告523別表第6の1注7	
(医師未配置減算)	生活介護サービス費の算定に当たって、医師が配置されていない場合は、1日につき所定単位数から減算しているか。	適・否			平18厚告523別表第6の1注8	
(身体拘束廃止等未実施減算)	やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合又は身体拘束等の適正化を図るための措置を講じていない場合は、1日につき所定単位数から減算しているか。 (ただし、令和5年3月31日までの間は、第4の36の(3)に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。)	適・否			平18厚告523別表第6の1注8の2 留意事項通知第二の1(12)	
③障害福祉サービス相互の算定関係	利用者が生活介護以外の障害福祉サービスを受けている間に、生活介護サービス費を算定していないか。	適・否			平18厚告523別表第6の1注9	
(2) 人員配置体制加算	次の①～③のいずれかの基準に該当するものとして県に届け出た生活介護の単位ごとに、生活介護の提供を行った場合に、利用者(経過措置利用者等を除く)に対して、1日につき利用定員に応じた所定単位数を加算しているか。(地方公共団体が設置する場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定(公設減算))	適・否			平18厚告523別表第6の2	
①人員配置体制加算(Ⅰ)	①直接処遇職員(看護職員、理学療法士、作業療法士及び生活支援員)が利用者の数の平均値を1.7で除して得た数以上配置しているか。 通所による生活介護の場合には、これに加えて区分5、区分6及びこれに準ずる者(区分4以下で認定調査票による行動関連項目が10点以上の者(強度行動障がい者)又は喀痰吸引等を必要とする者)の総数が、利用者の数の6割を超えているか。	適・否			平18厚告523別表第6の2注1 平18厚告551二のロ 平18厚告543別表第2	
②人員配置体制加算(Ⅱ)	②直接処遇職員(看護職員、理学療法士、作業療法士及び生活支援員)が利用者の数の平均値を2で除して得た数以上配置しているか。 通所による生活介護の場合には、これに加えて区分5、区分6及びこれに準ずる者(区分4以下で認定調査票による行動関連項目が10点以上の者(強度行動障がい者)又は喀痰吸引等を必要とする者)の総数が、利用者の数の5割を超えているか。	適・否			平18厚告523別表第6の2注2 平18厚告551二のハ 平18厚告543別表第2	
③人員配置体制加算(Ⅲ)	③直接処遇職員(看護職員、理学療法士、作業療法士及び生活支援員)が利用者の数の平均値を2.5で除して得た数以上配置しているか。	適・否			平18厚告523別表第6の2注3	
(3) 福祉専門職員配置等加算						
①福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	指定基準上、生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるとして県に届け出た指定生活介護事業所等において、生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第6の3注1	
②福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	指定基準上、生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるとして県に届け出た指定生活介護事業所等において、生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。((Ⅰ)との併算定は不可)	適・否			平18厚告523別表第6の3注2	
③福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	次の①又は②のいずれかに該当するものとして県に届け出た指定生活介護事業所等において、生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。((Ⅰ)(Ⅱ)との併算定は不可) ①指定基準上、生活支援員として配置されている従業者のうち、常勤の割合が100分の75以上 ②指定基準上、生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事者の割合が100分の30以上	適・否			平18厚告523別表第6の3注3	
(4) 常勤看護職員等配置加算						
①常勤看護職員等配置加算(Ⅰ)	看護職員を常勤換算方法で1以上配置するものとして県に届け出た指定生活介護事業所等において、生活介護を行った場合に、生活介護の単位の利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。((Ⅱ)又は(Ⅲ)との併算定は不可) (定員超過減算、人員欠如減算に該当する場合は、算定不可)	適・否			平18厚告523別表第6の3の2注1	

生活介護

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
②常勤看護職員等配置加算(Ⅱ)	看護職員を常勤換算方法で2人以上配置しているものとして県に届け出た指定生活介護事業所等において、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者に対して生活介護を行った場合に、生活介護の単位の利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。(Ⅲ)との併算は不可) (定員超過減算、人員欠如減算に該当する場合は、算定不可) ※スコア表：児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第122号)別表障害児通所給付費等単位数表第1の1の表 (※医療的ケアに対する支援を行った日のみ、当該日の利用者全員に算定する。医療的ケアを1人も受け入れない日は、上記の常勤看護職員等配置加算(Ⅰ)を算定する。)	適・否			平18厚告523別表第6の3の2注2 平18厚告556 平24厚告122別表1の1	
③常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)	看護職員を常勤換算方法で3人以上配置しているものとして県に届け出た指定生活介護事業所等において、2人以上の別に厚生労働大臣が定める者(スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者)に対して生活介護を行った場合に、生活介護の単位の利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。(定員超過減算、人員欠如減算に該当する場合は、算定不可)	適・否			平18厚告523別表第6の3の2注3 平18厚告556 平24厚告122別表1の1	
(5)視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	視覚障がい者等である生活介護の利用者の数(重度の視覚、聴覚、言語機能障がい又は知的障がいのうち2以上の障がいを有する利用者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数)が、利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障がい者との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障がい者等の生活支援に従事する従業者を、指定基準に加えて、常勤換算方法で利用者の数を50で除した数以上配置しているとして県に届け出た場合において、生活介護を行った場合に1日につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第6の4	
(6)初期加算	サービスの利用の初期段階においてアセスメント等に手間を要することにより、生活介護の利用開始日から起算して30日以内の期間に生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第6の5	
(7)訪問支援特別加算	指定生活介護事業所等において、継続して生活介護を利用する利用者について、連続した5日間、当該生活介護の利用がなかった場合において、生活介護の従業者が、生活介護計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該指定生活介護事業所等における生活介護の利用に係る相談援助を行った場合に、1月に2回を限度として、生活介護計画等に位置付けられた内容の生活介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第6の6	
(8)欠席時対応加算	指定生活介護事業所等において、通所による利用者が、予め生活介護の利用を予定していた日に、急病等により利用予定日の前々日以降に利用を中止した場合において、生活介護の従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整を行い引き続き生活介護の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月に4回を限度として1回につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第6の7	
(9)重度障害者支援加算						
①重度障害者支援加算(Ⅰ)	(1)人員配置体制加算(Ⅰ)及び常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)を算定している指定生活介護事業所等であって、重症心身障がい者が2人以上利用しているものとして県に届け出た指定生活介護事業所等において、生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。(指定障害者支援施設においては、施設入所者に対しては算定不可)	適・否			平18厚告523別表第6の7の2注1、注5	
②重度障害者支援加算(Ⅱ)	(2)次の①及び②のいずれもに該当するものとして県に届け出た指定生活介護事業所等において、生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。(指定障害者支援施設においては、施設入所者に対しては算定不可) ①別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者が1人以上利用していること。 ②従業者のうち強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者を1以上配置し、支援計画シート等を作成すること。 (3)(Ⅱ)の加算が算定されている指定生活介護事業所等において、各指定基準に掲げる人員配置に加え、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者を1以上配置しているものとして県に届け出た指定生活介護事業所等において、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が、別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者に対し、生活介護を行った場合に、更に1日につき所定単位数を加算しているか。 ※別に厚生労働大臣が定める基準：平18厚告543第二十二 ※強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者1人当たりの利用者の数が5を超える場合には、5を超える数については算定しない。	適・否			平18厚告523別表第6の7の2注2、注5 平18厚告551二のホ 平18厚告543二十二 平18厚告523別表第6の7の2注3 平18厚告551二のへ 平18厚告543二十二	
	(4)(3)の加算が算定されている指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第6の7の2注3 平18厚告543二十二	

生活介護

主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
(10) リハビリテーション加算	次の①～⑤のいずれにも適合するものとして県に届け出た指定生活介護事業所等において、リハビリテーション実施計画が作成されている利用者に対して、生活介護を行った場合に、利用者の状態に応じて1日につき所定単位数を加算しているか。 ①医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、施設支援計画策定者等が共同して、利用者ごとのリハビリテーション実施計画を作成しているか。 ②利用者ごとのリハビリテーション実施計画に従い、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が生活介護を行っており、利用者の状態を定期的に記録しているか。 ③利用者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価（3ヶ月毎）し、必要に応じて当該計画を見直しているか。 ④指定障害者支援施設等に入所する利用者については、リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、看護師、生活支援員その他職種の者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達しているか。 ⑤④以外の利用者については、従業者が、必要に応じ、指定特定相談支援事業者を通じて、指定居宅介護サービスその他の指定障害福祉サービス事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達しているか。	適・否			平18厚告523別表第6の8	
①リハビリテーション加算（Ⅰ）	頸（けい）髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障がい者に対して、リハビリテーション実施計画に基づく上記①～⑤の支援を行っているか。	適・否			平18厚告523別表第6の8注1	
②リハビリテーション加算（Ⅱ）	リハビリテーション加算（Ⅰ）以外の障がい者に対して、リハビリテーション実施計画に基づく上記①～⑤の支援を行っているか。	適・否			平18厚告523別表第6の8注2	
(11) 利用者負担上限額管理加算	指定生活介護事業所等が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第6の9	
(12) 食事提供体制加算	低所得者等であって生活介護計画により食事の提供を行うこととなっている利用者（施設入所者を除く）に対して、事業所に従事する調理員による食事の提供又は調理業務の第三者への委託等、当該指定生活介護事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして県に届け出た当該指定生活介護事業所等において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。（利用者が施設入所支援を利用する日は利用者に対して補足給付が支給されるため、算定不可）	適・否			平18厚告523別表第6の10留意事項通知	
(13) 延長支援加算	次のいずれにも適合するものとして県に届け出た指定生活介護事業所等において、利用者（施設入所者を除く）に対して、生活介護計画に基づき生活介護を行った場合に、当該利用者に対し、当該生活介護を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算しているか。 ①運営規程に定める営業時間が8時間以上、かつ利用者に対して8時間を超えて生活介護を行うこと。 ②直接支援業務に従事する職員を1以上配置していること。	適・否			平18厚告523別表第6の11 平18厚告551二のト	
(14) 送迎加算	次の基準に適合する送迎を実施しているものとして県に届け出た指定生活介護事業所等において、利用者（施設入所者を除く）に対して、その居宅等と指定生活介護事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。（国、地方公共団体が設置する事業所（指定管理者へ委託の場合を除く）は算定しない。） ア 送迎加算（Ⅰ） 次の①～③のいずれにも適合すること。 ①生活介護の利用につき、利用者の送迎を行うこと。 ②当該月に、1回の送迎で平均10人以上（利用定員が20人未満の事業所は定員の100分の50以上）の利用者を送迎していること。 ③当該月に、週3回以上の送迎を実施していること。 イ 送迎加算（Ⅱ） 上記①に適合し、かつ、②又は③のいずれかに適合すること。 ただし、指定生活介護事業所等の所在する建物と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で、利用者の送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。	適・否			平18厚告523別表第6の12注1,3 平24厚告268一	
	上記の基準に適合する送迎を実施しており、かつ、区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者（区分4以下で認定調査票による行動関連項目が10点以上の者（強度行動障がい者）又は喀痰吸引等を必要とする者）が利用者数の合計数の100分の60以上であるものとして県に届け出た指定生活介護事業所等において、利用者に対して、その居宅等と指定生活介護事業所等との間の送迎を行った場合には、片道につき所定単位数に更に加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第6の12注2 平18厚告543別表第2	

生活介護

主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
(15) 障害福祉サービスの体験利用支援加算 ※施設入所者に限る	指定障害者支援施設等において生活介護を利用する入所者が、地域移行支援による障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業員が、次の①又は②のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、利用開始日から起算して15日以内に限り、以下の区分に応じて所定単位数に代えて算定しているか。 ①体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合 ②障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合 ア 障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ） 体験的な利用開始日から5日以内 イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ） 体験的な利用開始日から6日以上15日以内 （指定障害者支援施設等が、市町村から地域生活支援拠点等であると認められ、運営規程に定めているものとして県に届け出た場合に、1日につき所定単位数に更に加算する。）	適・否			平18厚告523別表第6の13 平18厚告551二のチ	
(16) 就労移行支援体制加算	生活介護を受けた後一般就労し、就労を継続している期間が6月に達した者（就労定着者）が前年度において1人以上いるものとして県に届け出た指定生活介護事業所等において、生活介護を行った場合に、1日につき利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。（一般就労には、指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。）	適・否			平18厚告523別表第6の13 の2	
(17) 福祉・介護職員処遇改善加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県に届け出た指定生活介護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く）が、利用者に対して、生活介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次のいずれかに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ① 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 上記サービス費・加算の合計数の1000分の44に相当する単位数（※指定障害者支援施設にあっては、1000分の61に相当する単位数） ② 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 上記サービス費・加算の合計数の1000分の32に相当する単位数（※指定障害者支援施設にあっては、1000分の44に相当する単位数） ③ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 上記サービス費・加算の合計数の1000分の18に相当する単位数（※指定障害者支援施設にあっては、1000分の25に相当する単位数）	適・否			平18厚告523別表第6の14 平18厚告543十八（二を準用）	
(18) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（R元年10月～）	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業員の賃金の改善等を実施しているものとして県に届け出た指定生活介護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く）が、利用者に対して、生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次のいずれかに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ① 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 上記サービス費・加算の合計数（福祉・介護職員処遇改善加算を除く）の1000分の14に相当する単位数 ② 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 上記サービス費・加算の合計数（福祉・介護職員処遇改善加算を除く）の1000分の13に相当する単位数（※指定障害者支援施設にあっては、1000分の17に相当する単位数）	適・否			平18厚告523別表第6の15 平18厚告543十九	

（参照法令等）

法： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

法施行規則： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）

平26厚令5（区分省令）： 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）

基準関係： 平18厚令171（指定障害福祉サービス基準、指定基準）： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）

解釈通知： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日付け障発第1206001号）

条例： 愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第16号）

規則： 愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（令和3年愛媛県規則第18号）

平18厚令174（最低基準）： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）

最低基準条例： 愛媛県障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第18号）

最低基準規則： 愛媛県障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（令和3年愛媛県規則第20号）

平18厚告540： 厚生労働大臣が定める離島その他の地域（平成18年厚生労働省告示第540号）

平18厚告542： 厚生労働大臣が定める平均障害支援区分の算定方法（平成18年厚生労働省告示第542号）

平18厚告544（サビ管告示）： 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）

平18厚告545（利用料指針）： 食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成18年厚生労働省告示第545号）

報酬関係： 平18厚告523（報酬告示）： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）

平18厚告539： 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）

平18厚告543： 厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）

生活介護

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
	平18厚告548： 厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第548号）					
	平18厚告550： 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合（平成18年厚生労働省告示第550号）					
	平18厚告551： 厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚生労働省告示第551号）					
	平18厚告556： 厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第556号）					
	平24厚告268： 厚生労働大臣が定める送迎（平成24年厚生労働省告示第268号）					
	留意事項通知： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日付け障発第1031001号）					